

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-504852  
(P2017-504852A)

(43) 公表日 平成29年2月9日(2017.2.9)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>G06F 3/0482 (2013.01)</b>	G06F 3/0482	5B084
<b>G06F 13/00 (2006.01)</b>	G06F 13/00 550A	5E555
<b>G06F 3/0481 (2013.01)</b>	G06F 3/0481 170	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 28 頁)

(21) 出願番号 特願2016-526938 (P2016-526938)  
 (86) (22) 出願日 平成26年11月5日 (2014.11.5)  
 (85) 翻訳文提出日 平成28年4月27日 (2016.4.27)  
 (86) 国際出願番号 PCT/US2014/064084  
 (87) 国際公開番号 WO2015/069735  
 (87) 国際公開日 平成27年5月14日 (2015.5.14)  
 (31) 優先権主張番号 201310547803.4  
 (32) 優先日 平成25年11月6日 (2013.11.6)  
 (33) 優先権主張国 中国 (CN)

(71) 出願人 510330264  
 アリババ・グループ・ホールディング・リミテッド  
 ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED  
 英国領、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ワン・キャピタル・プレイス、フォース・フロア、ピー・オー・ボックス 847  
 (74) 代理人 110001243  
 特許業務法人 谷・阿部特許事務所

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携帯端末装置におけるアプリケーションプログラム情報を提供する方法および装置

(57) 【要約】

携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する構成である方法と装置であって、該方法は、ユーザが所要の所要アプリケーションプログラムをユーザインターフェースにて選択するための第1動作入力部を提供すること、上記第1動作入力部を介して受け付けた選択動作に基づいて上記所要アプリケーションプログラムを確定すること、上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得すること、および、上記携帯端末装置のロックスクリーンインターフェースに上記表示用情報を表示することを含む。本開示によれば、ユーザが情報を得る経路を短くすることができる。

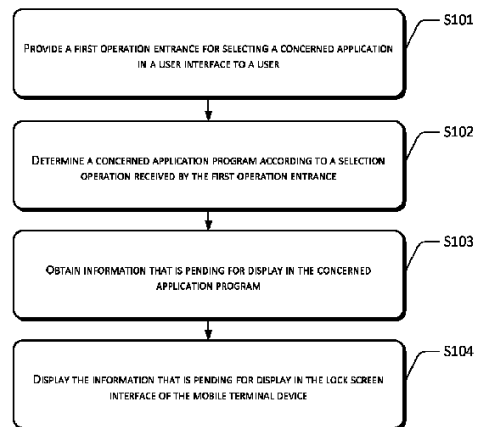


FIG. 1

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する方法であって、  
ユーザインターフェースにおいて、ユーザが所要の所要アプリケーションプログラムを選択する第 1 動作入力部を提供すること、  
上記第 1 動作入力部を介して受け付けた選択動作に基づいて上記所要アプリケーションプログラムを確定すること、  
上記所要アプリケーションプログラムの、表示用情報を取得すること、および  
上記携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示用情報を表示することを含む方法。

10

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の方法であって、上記所要アプリケーションプログラムは、1 つ以上のアプリケーションプログラムを含んでいる方法。

**【請求項 3】**

請求項 1 に記載の方法であって、上記所要アプリケーションプログラムは、上記携帯端末装置にインストールされていないアプリケーションプログラムを含んでいる方法。

**【請求項 4】**

請求項 1 に記載の方法であって、上記所要アプリケーションプログラムが、上記第 1 動作入力部を介して受け付けられた上記選択動作に基づいて確定された後、さらに  
上記所要アプリケーションプログラムの識別情報と上記携帯端末装置の識別情報とを保存用の第 1 サーバに送信し、該第 1 サーバに、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて、上記所要アプリケーションプログラムに対応する第 2 サーバから表示用情報を取得させること、および  
上記第 1 サーバに、上記表示用情報と上記携帯端末装置の識別情報との対応関係を保存すること、を含み、上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報の取得は、上記第 1 サーバから上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得することを含む方法。

20

**【請求項 5】**

請求項 4 に記載の方法であって、上記第 1 サーバから上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得することは、  
上記携帯端末装置の画面が起動され、上記ロック画面インターフェースを表示した場合に、上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得するリクエストメッセージを第 1 サーバに送信することを含み、上記リクエストメッセージは、上記携帯端末装置の識別情報を含んで、上記第 1 サーバが上記携帯端末装置の識別情報と上記対応関係とに基づいて表示用情報を読み出すことを容易にしている方法。

30

**【請求項 6】**

請求項 5 に記載の方法であって、上記ロック画面インターフェースに表示用情報を表示することは、  
上記ロック画面インターフェースに第 2 動作入力部を提供すること、および  
上記第 2 動作入力部を介して上記ユーザからリクエストを受取った事に応じて上記ロック画面インターフェースに表示用情報を表示することを含む方法。

40

**【請求項 7】**

請求項 4 に記載の方法であって、上記第 1 サーバから上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得することは、上記第 1 サーバからプッシュされた表示用情報を受け取ることを含み、上記方法はさらに、上記携帯端末装置の画面を起動させ、上記携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示用情報を表示することを促すことを含む方法。

**【請求項 8】**

請求項 4 に記載の方法であって、上記表示用情報は、上記ユーザのプライベート情報を含み、上記方法は、さらに、

50

上記所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバに登録されたユーザのアカウント情報を取得すること、および

保存用の上記第1サーバに上記アカウント情報をアップロードして、上記第1サーバが、所要アプリケーションプログラムの識別情報とユーザのアカウント情報に基づいて、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバから表示用情報を取得することを容易にすることを含む方法。

【請求項9】

請求項1に記載の方法であって、上記所要アプリケーションプログラムが上記携帯端末装置にインストールされているアプリケーションプログラムを含む場合、上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報の取得は、

上記所要アプリケーションプログラムから上記携帯端末装置にプッシュされた通知メッセージを取得すること、および

上記通知メッセージに基づいて、上記所要アプリケーションプログラムの、表示用情報を取得することを含む方法。

【請求項10】

請求項1に記載の方法であって、上記ロック画面インターフェースは、複数のロック画面インターフェースを含み、上記ロック画面インターフェースに表示用情報を表示することは、

異なるロック画面インターフェースに表示用情報をカテゴリ別に表示することを含み、同じロック画面インターフェースは、同じカテゴリ別の所要アプリケーションプログラムに対応する表示用情報を表示する構成である方法。

【請求項11】

請求項1に記載の方法であって、上記所要アプリケーションプログラムがインストールされているアプリケーションプログラムを含む場合、上記方法は、さらに、

上記ロック画面インターフェースの第1表示用情報の詳細の閲覧のリクエストを受け取ること、および

上記第1表示用情報に対応する第1アプリケーションプログラムを起動して、上記第1表示用情報の詳細を上記第1アプリケーションプログラムのインターフェースに表示することを容易にすることを含む方法。

【請求項12】

請求項11に記載の方法であって、上記第1表示用情報に対応する上記第1アプリケーションプログラムの起動は、上記第1アプリケーションプログラムの情報表示ルールと、対応するパラメータ情報とに基づいて上記第1アプリケーションプログラムに起動リクエストを送信することを含み、上記表示用情報が位置しているサブインターフェースに、起動時に上記第1アプリケーションプログラムが直接アクセスする構成である方法。

【請求項13】

請求項11に記載の方法であって、さらに、

上記第1アプリケーションプログラムのインターフェースが表示された時、表示用情報を同時に表示すること、および

第2表示用情報の詳細を閲覧するリクエストを受取ると、第2表示用情報に対応する第2アプリケーションプログラムを起動して、上記第2表示用情報の詳細を上記第2アプリケーションプログラムのインターフェースに表示することを容易にすることを含む方法。

【請求項14】

1つ以上のコンピュータ読取可能媒体であって、処理可能な命令を保存し、該処理可能な命令は、1つ以上のプロセッサにより実行された時に、該1つ以上のプロセッサに、所要アプリケーションプログラムの識別情報と、クライアント装置がアップロードした対応する携帯端末装置の識別情報とを受け取り、保存すること、

上記所要アプリケーションプログラムの上記保存された識別情報に基づいて上記所要アプリケーションプログラムに対応する少なくとも1つの第2サーバから表示用情報を取得すること、

10

20

30

40

50

上記表示用情報と上記携帯端末装置の識別情報間の対応関係を保存すること、および上記保存された対応関係に基づいて、上記表示用情報を携帯端末装置のクライアント装置に上記表示用情報を提供することを含む動作を実行させるコンピュータ読取可能媒体。

【請求項 15】

請求項 14 に記載の 1 つ以上のコンピュータ読取可能媒体であって、上記保存された対応関係に基づいて、上記携帯端末装置の上記クライアント装置に上記表示用情報を提供することは、

上記応答リクエストに含まれている上記携帯端末装置の識別情報携帯と上記対応関係に基づいて対応する表示用情報を読み取り、上記クライアント装置から上記表示用情報を取得するリクエストの受領に応じて、上記クライアント装置が該表示用情報を上記携帯端末装置の上記ロック画面インターフェースに表示することを促すこと、または

上記対応関係に基づいて、上記携帯端末装置の上記クライアント装置に上記表示用情報をプッシュし、上記クライアント装置に上記携帯端末装置のロック画面インターフェースに上記表示用情報を表示することを促すことを含むコンピュータ読取可能媒体。

【請求項 16】

請求項 14 に記載の 1 つ以上のコンピュータ読取可能媒体であって、上記動作は、上記所要アプリケーションプログラムのカテゴリに基づいて上記取得された表示用情報を分類することをさらに含むコンピュータ読取可能媒体。

【請求項 17】

携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する装置であって、ユーザが所要の所要アプリケーションプログラムをユーザインターフェースにおいて選択するための第 1 動作入力部を提供するのに使用される第 1 動作入力部提供ユニットと、1 つ以上のアプリケーションプログラムを含む上記所要アプリケーションプログラムを、上記第 1 動作入力部を介して受け付けた選択動作に基づいて確定するのに使用される所要アプリケーションプログラム確定ユニットと、上記所要アプリケーションプログラムにおいて表示される表示用情報を取得するのに使用される表示用情報取得ユニットと、上記携帯端末装置のロック画面インターフェースに上記表示用情報を表示するのに使用されるロック画面インターフェース表示ユニットと、を備える装置。

【請求項 18】

請求項 17 に記載の装置であって、上記所要アプリケーションプログラムが、上記第 1 動作入力部を介して受け取られた上記選択動作に基づいて確定された後に、保存用の第 1 サーバに、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報と当該携帯端末装置の識別情報とを送信し、上記第 1 サーバに、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて上記所要アプリケーションプログラムに対応する第 2 サーバから上記表示用情報を取得し、上記第 1 サーバに上記表示用情報と、上記携帯端末装置の識別情報の対応関係を保存させるのに使用される第 1 アップロードユニットとをさらに備える装置。

【請求項 19】

請求項 17 に記載の装置であって、上記所要のアプリケーションプログラムに対応する第 2 サーバに登録された上記ユーザのアカウント情報を取得するために使用されるアカウント情報取得ユニットと、上記保存用の第 1 サーバに上記アカウント情報をアップロードし、上記第 1 サーバが上記表示用情報を、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報と上記ユーザのアカウント情報に基づいて、上記所要アプリケーションプログラムに対応する上記第 2 サーバから上記表示用情報を取得するようにするのに使用される第 2 アップロードユニットとをさらに備える装置。

【請求項 20】

請求項 17 に記載の装置であって、上記ロック画面インターフェースの第 1 表示用情報の詳細の閲覧のリクエストを受け取る

10

20

30

40

50

のに使用される詳細閲覧リクエスト受領ユニットと、上記第1表示用情報に対応する第1アプリケーションプログラムを起動することに使用され、上記第1表示用情報の詳細を上記第1アプリケーションプログラムのインターフェースに表示することを容易にするアプリケーションプログラム起動ユニットとをさらに備える装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本開示は、移動通信技術の分野に関し、特に携帯端末装置におけるアプリケーションプログラム情報を提供する方法および装置に関する。

10

【0002】

(関連する特許出願に対するクロスリファレンス)

本願は、「携帯端末装置におけるアプリケーションプログラム情報を提供する方法および装置」と題され、2013年11月6日出願された中国特許出願No.201310547803.4に基づく外国優先権を主張するものであり、その内容を参照により含むものである。

【背景技術】

【0003】

携帯端末装置と移動通信技術の急速な発達に伴い、知的携帯端末がユーザにより使用される様々なタイプの情報を取得する最も一般的な手段となった。現在、携帯端末ユーザは、主にアプリケーションプログラム(アプリ)を介して携帯端末における情報を取得している。ユーザは、携帯端末のメインインターフェースに入力する必要がある、複数のアイコンから所望のアプリのアイコンを見つけ、アイコンをクリックすることでアプリを起動し、アプリにより提供される情報を取得する。よって、毎度情報を取得する経路は比較的長いものとなる。インストールされているアプリの数が多くなると、その場所を見つける問題が起こる。

20

【0004】

よって、当業者により早急に解決される必要がある技術的課題とは、ユーザのために情報を取得する経路を如何に短くするかということである。

【発明の概要】

30

【0005】

本概要は、後に詳細な説明にてさらに説明する概念の中から選んだものを簡略的に紹介するものである。本概要は、特許請求された主題の全ての重要な特徴や必須の特徴を示す意図のものではなく、特許請求された主題の範囲を判定する上で単独で参考される意図のものでもない。例えば、「技術」という用語は、上記または本開示全体において認められるように、装置、システム、方法、および/またはコンピュータ読取可能な命令を指す。

【0006】

本開示は、ユーザのために情報を取得する経路を如何に短くすることができる携帯端末装置におけるアプリケーションプログラム情報を提供する方法および装置を提供する。

【0007】

40

本開示は、以下の解決方法を提供するものである。

【0008】

携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する方法は、ユーザインターフェースにおいて、ユーザが所要の所要アプリケーションプログラムを選択する第1動作入力部を提供すること、上記第1動作入力部を介して受け付けた選択動作に基づいて上記所要アプリケーションプログラムを確定すること、上記所要アプリケーションプログラムの、表示用情報を取得すること、および上記携帯端末装置のロック画像インターフェースに表示用情報を表示することを含む。

【0009】

アプリケーションプログラム情報を提供する方法は、所要アプリケーションプログラム

50

の識別情報と、クライアント装置がアップロードした対応する携帯端末装置の識別情報とを受け取り、保存すること、上記所要アプリケーションプログラムに対応する少なくとも1つの第2サーバから表示用情報を、上記保存された所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて取得し、上記表示用情報と、携帯端末装置の識別間の対応関係を保存すること、および上記保存された対応関係に基づいて、上記携帯端末装置のクライアント装置に上記表示用情報を提供することを含む。

【0010】

携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する装置は、ユーザが所要の所要アプリケーションプログラムをユーザインターフェースにおいて選択するための第1動作入力部を提供するのに使用される第1動作入力部提供ユニットと、上記所要アプリケーションプログラムを、上記第1動作入力部を介して受け付けた選択動作に基づいて確定するのに使用される所要アプリケーションプログラム確定ユニットと、上記所要アプリケーションプログラムにおいて表示される表示用情報を取得するのに使用される表示用情報取得ユニットと、上記携帯端末装置のロック画像インターフェースに上記表示用情報を表示するのに使用されるロック画面インターフェース表示ユニットと、を備える。

10

【0011】

アプリケーションプログラム情報を提供する装置は、所要アプリケーションプログラムの識別情報と、クライアント装置がアップロードした対応する携帯端末装置の識別情報とを受け取り、保存するために使用される情報受領ユニットと、上記所要アプリケーションプログラムに対応する少なくとも1つの第2サーバから表示用情報を、上記保存された所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて取得し、上記表示用情報と、携帯端末装置の識別間の対応関係を保存するために使用される表示用情報取得ユニットと、上記保存された対応関係に基づいて、上記携帯端末装置のクライアント装置に上記表示用情報を提供するのに使用された表示用情報提供ユニットと、を備える。

20

【0012】

本開示において提供された特定の実施形態により、本開示は、以下の技術的效果を開示するものである。

【0013】

本願の実施形態を用いれば、アンロックし、アプリケーションプログラムのアイコンを探し、アイコンをクリックしてアプリケーションプログラム等を起動する等の一連の作業を行わずに、ユーザの所要アプリケーションプログラムの情報を、携帯端末装置のロック画面インターフェースに直接表示することができる。よって、ユーザによる情報を取得する動作経路が短くなる。また、ユーザに対して表示される情報は、複数の所要アプリケーションプログラムを集約した後に得られた結果であってもよく、よって、ユーザは、1つのインターフェースにおいて複数のアプリケーションプログラムの情報を閲覧して、散乱した情報の問題を解決し、ユーザの動作を簡略化してユーザの体験を向上することができる。

30

【0014】

また、第三者のコンテンツデータもサーバ側を介して第三者サーバから取得することが可能であり、そして、メッセージプッシュ等の機構を利用して、クライアント側に適時プッシュされる。よって、より多くのコンテンツカテゴリを、非常に簡単に拡張可能なこの方法でロック画像アプリケーションクライアント装置に集約することができる。従来技術と比較して、より高いフレキシビリティが得られ、独立性が高いコンテンツの整理を、より正確で適時的な情報により行うことができる。

40

【0015】

また、情報ソースサーバから直接表示される表示用情報を取得することにより、ユーザは、その特定の情報を、アプリケーションプログラムを起動することなく、取得することができる。さらに、ユーザは、現有の携帯端末にインストールされていないアプリケーションプログラムにも注目することができる。ロック画面インターフェースプログラムは、また、このタイプのアプリケーションプログラムの情報をユーザに対して表示すること

50

ができる。つまり、ユーザは、アプリケーションプログラムを起動したり、インストールすることなく、そのアプリケーションプログラムにより提供される情報を取得することができ、これにより、携帯端末装置のリソースを節約し、多数の所要アプリケーションプログラムを実行することによる携帯端末装置の消費電力の節電を行い、携帯端末装置の性能の向上を促進することができる。

【0016】

また、本開示を実施する如何なる製品も、上記の効果全てを同時に達成するものである必要はない。

【図面の簡単な説明】

【0017】

本開示の実施形態における技術的解決方法または従来技術をより詳細に説明するために、実施形態において使用される添付図面を以下に簡単に説明する。以下で説明する添付図面は、本開示の幾つかの実施形態を示すものに過ぎない。当業者は、これら添付図面に基づいて、何ら創造的な努力をすることなく他の図面を作成することができるであろう。

【0018】

【図1】図1は、本開示の一実施形態における方法のフローチャートである。

【図2-1】図2(1)は、本開示の一実施形態における表示インターフェースの概略図である。

【図2-2】図2(2)は、本開示の一実施形態における表示インターフェースの概略図である。

【図2-3】図2(3)は、本開示の一実施形態における表示インターフェースの概略図である。

【図2-4】図2(4)は、本開示の一実施形態における表示インターフェースの概略図である。

【図3】図3は、本開示の一実施形態における他の表示インターフェースの概略図である。

【図4】図4は、本開示の一実施形態における他の方法のフローチャートである。

【図5】図5は、本開示の一実施形態におけるクライアント装置の概略図である。

【図6】図6は、本開示の一実施形態におけるサーバ装置の概略図である。

【発明を実施するための形態】

【0019】

本開示の実施形態における技術的構想を、本願の実施形態において、添付の図面に基つき明確かつ完全に説明する。説明する実施形態は、本開示の実施形態の一部であり、その全てではない。本開示の実施形態に基づいて当業者が得たその他全ての実施形態も本開示の保護される権利範囲に該当するものである。

【0020】

本開示の実施形態では、アプリケーションプログラムにおける情報をより利便的かつより適時的にユーザが取得できるように、アプリケーション(アプリ)を提供する構成であってもよい。ユーザは、携帯端末装置にこのアプリケーションをインストールする。アプリは、ユーザに関する他のアプリケーションの情報が携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示されるように、ユーザがそのアプリケーションの情報を収集することを助けることができる。これにより、ユーザが情報を取得する作業経路が短くなるだけでなく、アプリケーションの情報がユーザにとって見やすいように収集され、それにより、異なるアプリケーションからの情報を散乱している状態で提示されユーザが困難に直面するという問題を回避することができる。説明をしやすくし、また他のアプリケーションプログラムから区別しやすくするため、本願の実施形態において提供されるアプリを本明細書では、「ロック画面アプリケーション」と称する。具体的な実施について、以下に詳細に説明する。

【0021】

[実施形態1]

10

20

30

40

50

図1を参照し、本開示の一実施形態は、まず携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する方法を開示する。本方法は、以下のブロックを含む構成であってもよい。

【0022】

ブロックS101において、ユーザに対するユーザインターフェースにおいて所要のアプリケーションを選択する第1動作入力部を提供するものである。

【0023】

本開示の本実施形態において、異なるユーザは、それぞれ自分のニーズに合わせて所要のアプリケーションを選択してもよい。よって、ロック画面アプリケーションのユーザインターフェースには第1動作入力部が提供される構成であってもよい。ユーザは、ロック画面アプリケーションプログラムを移動端末装置にインストールする。そして、ユーザインターフェースに入力するために該アプリケーションプログラムを起動後、第1動作入力部を使用することができる。具体的には、第1動作入力部は、ボタンなどの形態で存在する動作入力部であってもよく、ユーザが第1動作入力部をクリックすると作動することができる。あるいは、第1動作入力部は、タッチ動作入力部であってもよい。例えば、タッチ動作入力部を提供後、ユーザがタッチスクリーン上で行ったタッチ動作が検知され、所定のタッチ状態を満たした時、アプリケーションプログラムリストがユーザに対して表示され、アプリケーションプログラムリストから所要のアプリケーションをユーザが選択できるようにする構成であってもよい。

10

【0024】

なお、選択可能なアプリケーションプログラムをユーザに表示する際には、該端末装置にインストールされているアプリケーションプログラムも表示する構成であってもよい。一実施形態において、該端末装置にインストールされていないアプリケーションプログラムをさらに表示する構成であってもよい。選択時には、ユーザは、アプリケーションプログラムがインストールされているか否かについて認識しないまま自分が所望のアプリケーションを選択することができる。この様にして、ユーザは、アプリケーションがインストールされていないものであっても、ロック画面アプリケーションから該アプリケーションにより提供される情報の幾つかを取得することができる。これにより、該端末にユーザがインストールするアプリケーションの数を減らすだけでなく、該端末の消費電力を削減しつつ、該端末にインストールされていないアプリケーションによりプッシュされる情報もユーザが閲覧できるようになる。インストールされていないアプリケーションからの情報をユーザのためにどの様に取得し、表示するかについての詳細は後述する。

20

30

【0025】

ブロックS102において、第1動作入力部により受け付けた選択動作に基づいて所要アプリケーションプログラムを確定する。該所要アプリケーションプログラムは、1つ以上のアプリケーションプログラムを含むものであってもよい。

【0026】

ユーザによるある選択動作の後で、ユーザにより選択されたアプリケーションプログラムを、ユーザが所望の当該アプリケーションプログラムとして直接的に確定する構成であってもよい。同じユーザに対して、複数の所要アプリケーションプログラムを選択してもよい。

40

【0027】

ブロックS103において、所要アプリケーションプログラムの、表示用情報を取得する。

【0028】

ユーザの当該所要アプリケーションの確定後、所要アプリケーションプログラムの表示用情報は、本開示の本実施形態のロック画面アプリケーションを介して取得される。

【0029】

一実施形態では、携帯端末装置の画面が軌道してロック画面インターフェースが起動されて表示されると、所要アプリケーションプログラムの表示用情報が取得される。ロック

50

画面インターフェースは、携帯端末装置の画面（タッチスクリーン）の起動後に最初に表示されるインターフェースである。ユーザによる誤動作を避けるため、スライディングやクリックなどの一般的な動作はロック画面インターフェースでは無効な動作だと受け取られる。特定の動作が行われた時のみ、その動作はユーザの有効な動作だと受け取られ、応答が行われる。例えば、アンロック動作を行うための「スライダ」がロック画面インターフェースに存在する構成であってもよく、アンロック動作などの方向が示されている。ユーザがスライダをその方向に引っ張ると、ユーザが画面をアンロックしたいと希望していると受け取られ、携帯端末装置のメインインターフェースに入力を受け付け、インストール済みの様々なアプリケーションプログラム等のアイコンが表示される。

#### 【0030】

本開示の一実施形態では、ロック画面アプリケーションにより得られた所用のアプリケーションプログラムにおいて表示用の情報は、一般にアプリケーションプログラムが生成した最新のメッセージである。このタイプの表示用情報を取得する方法には多くの実施方法がある。

#### 【0031】

例えば、一実施例では、もし所要アプリケーションプログラムが当該端末にインストール済みのアプリケーションプログラムである場合、所要アプリケーションプログラムは一般にオペレーティングシステムの通知センタに最新のメッセージをプッシュするものである。よって、ロック画面アプリケーションは、オペレーティングシステムの通知センタから所要のアプリケーションの表示用情報を取得することができる。一見、この実施例では、オペレーティングシステムからのサポートが一般に必要である。例えば、アンドロイドオペレーティングシステムの古いバージョンでは、サポートを提供することができないかもしれない。また、所要アプリケーションプログラム全てがオペレーティングシステムの通知センタにメッセージをプッシュするという分けではなく、そのような場合、このアプリケーションの最新のメッセージがオペレーティングシステムの通知センタより得られない。当該装置にインストールされていない所要アプリケーションプログラムの場合、最新のメッセージはこの方法では取得できない。

#### 【0032】

よって、本開示の一実施形態では、表示用情報はメッセージプロバイダのサーバから直接取得されるものであってもよい。このアプローチを実現するため、ユーザの所要アプリケーションプログラム情報が確定後、ロック画面アプリケーションのクライアント装置は、所要アプリケーションプログラムの識別情報と当該移動端末装置の識別情報とを、保存用のロック画面アプリケーションのサーバに送信する構成としてもよい。（所要アプリケーションプログラムに対応するサーバから区別するために、ロック画面アプリケーションのサーバを「第1サーバ」と称し、所要アプリケーションプログラムに対応する1つまたは複数のサーバを「第2サーバ」と称する。）携帯端末装置の識別情報は、異なる携帯端末装置を区別する携帯端末装置のIDなどのハードウェア識別子を含んでいてもよい。よって、第1サーバは、携帯端末装置の識別情報と、所要アプリケーションプログラム間の対応関係を保存する構成であってもよい。1つの装置IDは、複数の所要アプリケーションプログラムに対応するものであってもよい。情報を取得後、第1サーバは、所定のストレージ（例えば、所定の時間間隔等）に基づいて、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバにアクセスする構成であってもよい。もし第2サーバに更新があれば、第1サーバは、更新された情報を受け取り、第1サーバに更新された情報を保存する構成であってもよい。また、取得した情報は、所要アプリケーションプログラムのカテゴリ（カテゴリについては後述する）に基づいて整理されてもよい。

#### 【0033】

要するに、ロック画面アプリケーションはユーザが所望のアプリケーションプログラムの表示用情報を第1サーバから取得する構成であってもよい。具体的な実施例では、ロック画面アプリケーションのクライアントは、該端末装置の画面が起動されロック画面インターフェースが表示されたことを検知すると、表示用情報を取得するリクエストを第1サ

10

20

30

40

50

サーバに送信し、該リクエストには装置IDなどの識別情報を含める構成であってもよい。これにより、第1サーバは、装置IDと、保存済みの対応関係に基づいて、装置IDに関連する表示用情報を確定し、該情報をクライアントに返送する構成であってもよい。よって、クライアント装置は、表示用情報を取得することができる。または、他の実施例では、第1サーバは、ロック画面アプリケーションのクライアント装置に表示用情報を積極的にプッシュする構成であってもよい。第1サーバによりプッシュされた表示用情報を受領後、クライアント装置は自動的に携帯端末装置を起動させ、第1サーバによりプッシュされた表示用情報をロック画面インターフェース上に表示する構成であってもよい。

#### 【0034】

所望アプリケーションプログラムにより提供された最新のメッセージなどの情報は、通常、該所望アプリケーションプログラムに対応する第2サーバより送られる。よって、本実施例では、端末装置のオペレーティングシステムと所望アプリケーションプログラムの制限は解決される。また、ユーザがあるアプリケーションプログラムをインストールしていなくても、該アプリケーションプログラムのサーバから情報を得て、ユーザのロック画面インターフェースに表示することが可能である。また、インストールされていないアプリケーションプログラムについては、ユーザはロック画面アプリケーションにより提供されたインターフェースで表示用情報を閲覧することのみが可能である。

#### 【0035】

なお、表示用情報を所要アプリケーションプログラムの第2サーバから取得するプロセスにおいて、表示用情報の幾つかは、あるニュースウェブサイトの最新報道などの一般的な情報であってもよい。しかし、いくつかの表示用情報はユーザのプライベートな情報、つまり、第2サーバに登録されたアカウント情報（ユーザ名やパスワード等）を使用してユーザがログインした後にのみ対応する第2サーバから取得することができる表示用情報である。例としては、ライン（Line）、ウェイボ（Weibo）、ウィチャット（WeChat）等ソーシャルタイプのアプリケーションにおけるユーザの情報やEメールボックス等の情報が挙げられる。プライベート情報を取得する為には、ユーザが所要アプリケーションプログラムを選択した時に、ロック画面アプリケーションのクライアント装置は、まず所要アプリケーションに対応する第2サーバに登録されたユーザのアカウント情報を取得し、該アカウント情報を保存用第1サーバにアップロードする。言い換えると、所要アプリケーションプログラムの識別情報を保存することに加え、第1サーバは、該アプリケーションプログラムに対応する第2サーバに登録されたユーザのアカウント情報もさらに保存する構成であってもよい。これにより、第1サーバは、所要アプリケーションプログラムの識別情報とユーザのアカウント情報に基づいて、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバから表示用情報を取得することができる。

#### 【0036】

具体的には、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバに登録されたユーザのアカウント情報を取得するには、多くのアプローチが使用可能である。例えば、簡便なアプローチの1つとしては、アカウント情報を取得する必要がある任意の所要アプリケーションプログラムをユーザが選択したことを検知すると、アカウント情報を入力する動作入力部（例えば、入力ボックス）がロック画面アプリケーションのユーザインターフェース上に提供され、ユーザに自身のアカウント情報を入力することを促す。ユーザがアカウント情報を入力すると、該アカウント情報は、保存用第1サーバにアップロードされてもよい。また、携帯端末装置で実行される所要アプリケーションプログラムについては、ユーザのアカウント情報は、通常、携帯端末装置に直接記録されており、ユーザは、アプリケーションプログラムにアクセスする毎に直接第2サーバにログインする。よって、ユーザの作業をより簡略化するために、ロック画面アプリケーションは、所要アプリケーションプログラムのアカウント情報を関連付する構成であってもよい。つまり、所要アプリケーションプログラムのアカウント情報を携帯端末装置から直接読み取る構成であってもよい。また、関連付けの前に質問メッセージを送信する構成であってもよい。例えば、ダイアログボックスがポップアップし、「ロック画面アプリケーションが貴方のアカ

10

20

30

40

50

ウント情報を自動で関連付けします」と表示し、「イエス」「ノー」などの選択肢が提供される。ユーザから承認する旨の命令を受けると、携帯端末装置に記録された情報に基づいてアカウント情報が取得され、該取得された情報が第1サーバにアップロードされる。言い換えると、本第2実施例では、ユーザによってユーザ名やパスワードを繰り返し入力する等の作業が回避される。

【0037】

つまり、特定の実施例では、ロック画面アプリケーションのクライアント装置は、携帯端末装置のオペレーティングシステムの通知センタから任意の表示用情報を読み取ってもよく、またはロック画面アプリケーションに対応する第1サーバからの任意の表示用情報をリクエストしてもよい。また、表示用情報は、上記2つのアプローチを同時に使用して取得されてもよい。

10

【0038】

ブロックS104では、携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示用情報を表示する。

【0039】

従来技術では、ロック画面インターフェースは、一般に、簡単な情報のみを表示する。例えば、時間や天気などの情報が、上記のアンロック動作を行うスライダに加えて表示される。本開示の実施形態では、ユーザが現在所望のアプリケーションプログラムから取得した任意の表示用情報をロック画面インターフェース上に表示する構成であってもよい。言い換えると、本開示の実施形態では、ユーザは、アンロックし、アプリケーションプログラムのアイコンを探し、アイコンをクリックしてアプリケーションプログラム等を起動する等の一連の作業を行わずにロック画面インターフェースに様々な所要アプリケーションプログラムの情報を直接閲覧することができ、ユーザが情報を取得する作業経路を短くすることができる。また、ロック画面アプリケーションによってユーザに対して表示する情報は、複数の所要アプリケーションプログラムがフォローする情報を集積した結果でもよい。よって、ユーザは、1つのインターフェースで複数のアプリケーションプログラムの情報を閲覧することができ、これにより情報がまとまっていない状態であることに起因する複雑な作業の問題を解決することができる。

20

【0040】

また、第三者のコンテンツデータもサーバ側を介して第三者サーバから取得することが可能であり、該コンテンツデータは、メッセージプッシュ等の機構を利用して、クライアント側に適時プッシュされる。よって、より多くのコンテンツカテゴリを、非常に簡単に拡張可能なこの方法でロック画面アプリケーションのクライアント装置に集約することができる。従来技術と比較して、より高いフレキシビリティが得られ、独立性が高いコンテンツの整理を、より正確で適時的な情報により行うことができる。

30

【0041】

また、情報ソースサーバから直接表示される表示用情報を取得することにより、ユーザは自分が所望するアプリケーションプログラムを起動することなく特定の情報を取得することができる。また、ユーザは、当該携帯端末にインストールされていないアプリケーションプログラムに注目することができ、ロック画面アプリケーションは、該アプリケーションプログラムの情報を表示することができる。つまり、ユーザは、アプリケーションプログラムを起動したり、インストールすることなく、そのアプリケーションプログラムにより提供される情報を取得することができ、これにより、携帯端末装置のリソースを節約し、多数の所要アプリケーションプログラムを実行することによる携帯端末装置の消費電力を減らし、携帯端末装置の性能の向上を促進することができる。

40

【0042】

なお、具体的な実施例では、ロック画面アプリケーションにより取得された表示用情報を携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示するために、ロック画面アプリケーションは、予め携帯端末装置のオペレーティングシステムに「画面オン」イベントを登録する構成であってもよい。その場合、画面が起動されると、ロック画面アプリケーション

50

は、ロック画面インターフェースに表示される、取得された表示用情報を直接表示することができる。

【0043】

また、所要アプリケーションプログラムが多数の場合、アプリケーションプログラムにおいて表示される表示用情報がユーザに対して表示された時に情報が比較的散乱している状態になる場合がある。この問題を解決する為、本開示の実施形態は、表示用情報が表示された時に、複数のロック画面インターフェースが含まれる構成であってもよく、様々な表示用情報が異なるロック画面インターフェースにカテゴリに分かれて表示される構成であってもよい。同じロック画面インターフェースは、同じ所要アプリケーションプログラムに対応する表示用情報を表示する。言い換えると、所要アプリケーションプログラムは、表示前にカテゴリ別に分類され、例えば、ソーシャルカテゴリ、ニュースカテゴリ、ウェブサイトサービスカテゴリ、画像カテゴリ等に分類される（どのカテゴリにアプリケーションプログラムが所属するかは、予め一般のアプリケーションプログラムに割り当てられているラベルに基づいて判断されてもよく、本明細書では説明しない従来技術における実施例を参照してもよい）。そして、所要アプリケーションプログラムから取得された表示用情報を整理し、同じカテゴリのアプリケーションプログラムの表示用情報は、同じロック画面インターフェースに配されるように整理される。表示用情報が第1サーバから取得された場合、表示用を整理する作業は、第1サーバが実施してもよい。言い換えると、表示情報を取得後、第1サーバは、アプリケーションプログラムの各カテゴリに基づいて表示用情報を直接整理してもよい。これにより、表示用情報を取得するリクエストをクライアント装置から受け取ったら、カテゴリ情報を含む表示用情報を直接返送することができる。クライアント装置は、異なるロック画面インターフェースに様々なカテゴリの所要アプリケーションプログラムの表示用情報を素早く表示することができる。

10

20

【0044】

例えば、図2(1)、図2(2)、図2(3)、および図2(4)に4つのロック画面インターフェースを示す。図2(1)には、「ソーシャルセンタ」のカテゴリの様々な所要アプリケーションプログラム(ライワン(Laiwang)、ウェイボ(Weibo)、ウィチャット(Wechat)、SMS等)の表示情報を示す。図2(2)には、「面白画像とジョーク」のカテゴリの様々な所要アプリケーションプログラムの表示情報を示す。図2(3)には、「最新ニュース」のカテゴリの様々な所要アプリケーションプログラムの表示情報を示す。図2(4)には、「ウェブサービス」のカテゴリの様々な所要アプリケーションプログラムの表示情報を示す。具体的な一実施例では、水平方向や垂直方向へのスライディングなどで異なるロック画面インターフェース間での切り替えを行う構成であってもよい。

30

【0045】

実際の使用では、画面が軌道され、ロック画面インターフェースが入力されると、ロック画面インターフェースにより取得された様々な表示用情報が直接表示される。また、ユーザが様々な所要アプリケーションプログラムで表示用情報を閲覧する必要がない場合、直接表示される情報がユーザの他の作業に影響しないようにするため、具体的な一実施例では、画面が起動されロック画面インターフェースが入力された後、まず動作入力部が表示される。例えば、図3における301に示すように、クリックなどのユーザの動作を該動作入力部において受け付けると、これは、ユーザが表示用情報を取得する必要について承認したとことを示す。そして、取得された様々な表示用情報が、ロック画面インターフェースに表示される。

40

【0046】

様々な表示用情報が、ロック画面インターフェースに表示されると、ユーザは情報を直接閲覧することができる。また、様々なアプリケーションプログラムの情報を集約して表示するので、ロック画面インターフェースに表示される情報は、情報の要約などの情報量の少ない情報でもよい。もしユーザがある情報の詳細を取得したければ、ユーザは情報上でクリックするなどの動作をすればよい。例えば、動作を受け付けると、ロック画面アプ

50

リケーションは、該表示用情報に対応する所望アプリケーションプログラムを確定し、オペレーティングシステムによりインターフェースを介して提供された該所望アプリケーションプログラムを直接起動する構成であってもよい。これにより、所望アプリケーションプログラムを入力することができ、ユーザは、インターフェースを操作して情報の詳細を閲覧することができる。

#### 【0047】

また、表示用情報の詳細は、所望アプリケーションプログラムのメインインターフェースに直接表示されなくてもよく、所望アプリケーションの任意のサブインターフェースに表示される。例えば、ウェイボから受け取ったプライベートメッセージをロック画面アプリケーションが取得し、ウェイボを起動させ、ウェイボのメインインターフェースに入力すると、ユーザは、該メインインターフェース上で「プライベートメッセージ」などのボタンをクリックして、プライベートメッセージが配置されるサブインターフェースを入力した後でのみこのプライベートメッセージの詳細情報を閲覧できる。ユーザが行う情報取得する動作経路をさらに短くするため、本開示の本実施形態では、サブインターフェース等を入力するのに必要な情報組織、表示ルール、パラメータ等の、所望アプリケーションの情報を予め取得する構成であってもよい。これにより、ユーザが任意の表示用情報の詳細を取得する必要がある場合、ロック画面アプリケーションは、所望アプリケーションの起動時に、情報表示ルールや所望アプリケーションの対応するパラメータ情報に基づいて、起動リクエストを所望アプリケーションに送信する構成であってもよい。それより、所望アプリケーションは、指定された表示用情報が位置するサブインターフェースに、起動後、直接入力することができ、これは、例えば、ユーザがメインインターフェースにアクセスした後トリガ制御を介してサブインターフェースにアクセスする動作を省略することを補助する事と同等であり、これにより、ユーザの動作経路を短くすることができる。

#### 【0048】

ユーザが表示用情報をクリックして所望アプリケーションにアクセスするプロセスにおいて、ロック画面アプリケーション（発呼側に相当）は、所望アプリケーション（被呼側）を呼び出す。このプロセスでは、発呼側は、被呼側の情報に基づいて呼出URLを生成し、該URLをオペレーティングシステムに送信してもよい（例えば、アンドロイドシステムにおいて、該システムに送信するインテントを作成する）。より直接的に所望アプリケーションのサブインターフェースにアクセスし、より精確に位置を特定するために、所望アプリケーションのパラメータルールを予め取得しておいてもよい。それにより、発呼側が、被呼側のパラメータルールに基づいて発呼URLを組み立て、アンドロイドシステムでインテントを生成して該システムに送ることができる。

#### 【0049】

例えば、アリペイ（Alipay）を使用する。

```
alipay://platformapi/startapp?appId=20000032
```

#### 【0050】

被呼側のURLスキームの処理プログラムは、それ自身をシステム、つまりURLの“alipay://”部分に登録する。

#### 【0051】

パラメータ部は、URLパスと具体的なパラメータを含み、被呼側アプリはルールを有する。発呼側はこれらのルールに基づいて特定のアドレスを作成し、被呼側アプリの特定のページに直接アクセスする目的を達成する。

#### 【0052】

以下の2つの態様について本明細書では説明する。

#### 【0053】

まず、ユーザがロック画面インターフェースの表示用情報をクリックして、あるアプリケーションへのアクセス動作を始めたので、この動作を、アンロック用スライダをドラッグするユーザ動作を置換するものとして直接使用する構成でもよい。つまり、ユーザは、

画面のアンロックを行いつつ、所望アプリケーションのインターフェースに直接アクセスする。また、もしユーザがパスワードを設定した場合、ロック画面アプリケーションにより提供された表示用情報をユーザがクリックした後に最初にパスワードを入力するインターフェースを表示するように構成してもよい。照合が成功したら、オペレーティングシステムは、所望アプリケーションのインターフェースを表示する。

【0054】

次に、ロック画面アプリケーションが提供した表示用情報をクリックした後、ユーザは表示用情報に対応する所望アプリケーションのインターフェースにアクセスする。この表示用情報を読み終えた後、もしユーザが、ロック画面アプリケーションが提供する他の表示情報を閲覧することを望む場合は、ユーザは端末装置のデスクトップ上ロック画面アプリケーションのアイコンを直接選択して、ロック画面アプリケーションのインターフェースにアクセスすることができる。この時、ロック画面アプリケーションのインターフェースは、取得済みの様々なアプリケーションプログラムの表示用情報を表示してもよく、ユーザは他の表示情報の詳細を閲覧するため、該表示情報を選択することを継続してもよい。または、他の実施例では、ユーザは、端末装置の画面を閉じ、後で該画面を再度起動して、ロック画面インターフェースにおいて、ロック画面アプリケーションが提供する様々な表示用情報を閲覧してもよい。

10

【0055】

上記2つの実施例では、情報の詳細を閲覧するために他のアプリケーションに切り替えるには、ユーザは複数の動作を行う必要がある。この状態を回避するため、ユーザが任意の所望アプリケーションのインターフェースにアクセス（メインインターフェースまたはサブインターフェース）後、動作入力部をインターフェースの上層に表示する構成としてもよい。ユーザが、動作入力を介してアクセス後、所望アプリケーションは、コールバック命令をロック画面アプリケーションに送り、直接ロック画面アプリケーションのインターフェースを表示して、ロック画面アプリケーションのインターフェースが様々な表示用情報をユーザに表示できるようにする。または、所望アプリケーションのインターフェースが表示されたら、ロック画面アプリケーションが取得した様々な表示用情報も直接表示する構成であってもよい。よって、ユーザは、現在のアプリケーションのインターフェースを終了して、画面の起動などの動作を行わずに、他の表示用情報を閲覧するリクエストを直接送信することができる。よって、新たな表示用情報の詳細を閲覧するリクエストを受け取ると、ロック画面アプリケーションは、該新たな表示用情報に対応するアプリケーションプログラムを起動し、該アプリケーションプログラムのインターフェースに該表示用情報の詳細を表示する。

20

30

【0056】

所望アプリケーションのインターフェースを実装しつつ、ロック画面アプリケーションにより取得された様々な表示用情報を表示する実施方法は多数ある。例えば、一実施例では、所望アプリケーションのインターフェースにアクセスする際、ロック画面アプリケーションにより提供された表示用情報リストを該所望アプリケーションのインターフェースに組み込むか、もしくは、該所望アプリケーションのインターフェースに小ウィンドウを設け、該ウィンドウに表示用情報リストを表示する。これにより、所望アプリケーションプログラムのインターフェースに表示用情報リストの詳細を閲覧後、ユーザは表示用情報リストから閲覧する他の表示用情報の詳細を直接選択することができる。また、上記の実施例では、所望アプリケーションプログラムからのサポートをまず取得することが必要である。

40

【0057】

つまり、本開示の一実施形態によれば、ロック画面アプリケーションは、異なるソースの情報の集約を行い、ユーザがロック画面インターフェースに表示されるページから所望の全ての関連情報を取得することを可能にし、よって従来技術と比較してメッセージを取得する経路を短くする。

【0058】

50

最後に、本開示の一実施形態によれば、携帯端末装置のオペレーティングシステムは、アンドロイドシステム、iOSシステム、ウィンドウズ（登録商標）システム等であってもよい。

【0059】

本開示の実施形態にて提供される方法の詳細を、実施形態1のクライアント装置の観点から説明する。具体的な実施例（第2サーバから表示用情報を取得する実施例）について、サーバ（上記第1サーバ）の観点から後に紹介する。

【0060】

[実施形態2]

図4を参照し、第1サーバの観点から、本開示の実施形態は、アプリケーションプログラム情報を提供する方法をさらに提供する。本方法は、以下のブロックを含む構成であってもよい。

【0061】

ブロックS401では、所要アプリケーションプログラムの識別情報と、クライアント装置がアップロードした対応する携帯端末装置の識別情報とを受け取り、保存する。

【0062】

ブロックS402では、上記所要アプリケーションプログラムに対応する少なくとも1つの第2サーバから表示用情報を、上記保存された所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて取得し、上記表示用情報と、携帯端末装置の識別間の対応関係を保存する。

【0063】

ブロックS403では、上記保存された対応関係に基づいて、上記表示用情報を携帯端末装置のクライアント装置に表示用情報を提供する。

【0064】

具体的な一実施例では、クライアント装置からリクエストを受領後に上記第1サーバは、上記取得された表示用情報を上記クライアント装置に返送する。言い換えると、クライアント装置から表示用情報を受け取るリクエストを受け取ると、上記第1サーバは、該リクエストに含まれている携帯端末の識別情報と上記保存されている対応関係に基づいて対応する表示用情報を読み取り、応答メッセージを返送して、クライアント装置が携帯端末装置のインターフェースに上記表示用情報を表示させる。または、第1サーバは、クライアント装置に対して上記取得した表示用情報を直接プッシュする。言い換えると、第1サーバが、上記保存された対応関係に基づいて、携帯端末装置のクライアント装置に上記取得された表示用情報をプッシュし、該クライアント装置が、該携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示用情報を表示する構成であってもよい。

【0065】

第2サーバのユーザのプライベート情報を取得することが必要な場合は、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバにユーザにより登録され、クライアント装置によりアップロードされたアカウント情報を受け取り、保存する構成であってもよい。これにより、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバから表示用情報が取得される場合、所要アプリケーションプログラムの識別情報とユーザのアカウント情報に基づいて、所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバから表示用情報を取得することができる。

【0066】

表示用情報の取得後、第1サーバは、該所要アプリケーションプログラムが属する各カテゴリに基づいて上記表示用情報をさらに分類し整理する構成であってもよい。これにより、表示用情報を取得するリクエストを受け取った場合、このタイプのカテゴリ情報もクライアント装置に返送し、クライアント装置が異なるページに様々なカテゴリの表示用情報を表示できるようにする構成であってもよい。

【0067】

なお、実施形態2は、サーバの観点から実施形態1の具体的な一実施例を説明するもの

10

20

30

40

50

である。実施形態 1 の説明と比較し、具体的な実施の詳細は同様であり、説明の観点異なるのみである。よって、実施形態 1 の説明を参照して、詳細についての説明を再度ここで説明しない。

【 0 0 6 8 】

本開示の実施形態 1 において提供される携帯端末装置のアプリケーションプログラム情報を提供する方法に対応し、本開示の実施形態は、携帯端末装置のアプリケーションプログラム情報を提供する装置 5 0 0 をさらに提供する。装置 5 0 0 は、クライアント装置に位置する。図 5 において、装置 5 0 0 は、ユーザが所要の所要アプリケーションプログラムをユーザインターフェースにおいて選択するための第 1 動作入力部を提供するのに使用される第 1 動作入力部提供ユニット 5 0 1 と、1 つ以上のアプリケーションプログラムを含む上記所要アプリケーションプログラムを、第 1 動作入力部を介して受け付けた選択動作に基づいて確定するのに使用される所要アプリケーションプログラム確定ユニット 5 0 2 と、上記所要アプリケーションプログラムにおいて表示される表示用情報を取得するのに使用される表示用情報取得ユニット 5 0 3 と、携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示用情報を表示するのに使用されるロック画面インターフェース表示ユニット 5 0 4 と、を備える構成であってもよい。

10

【 0 0 6 9 】

具体的な実施例では、上記所要アプリケーションプログラムは、上記携帯端末装置にインストールされていないアプリケーションプログラムを含んでいてもよい。

【 0 0 7 0 】

インストールされていないアプリケーションプログラムから情報を取得するため、またはインストール済みのアプリケーションプログラムに対してのオペレーティングシステムまたはプログラム自身の制約を解決するため、上記表示用情報を第 1 サーバにより取得してもよい。つまり、上記クライアント装置の上記装置は、上記所要アプリケーションプログラムが、上記第 1 動作入力部を介して受け取られた上記選択動作に基づいて確定された後に、保存用の上記第 1 サーバに、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報と当該携帯端末装置の識別情報とを送信し、上記第 1 サーバに、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて上記所要アプリケーションプログラムに対応する第 2 サーバから上記表示用情報を取得し、上記第 1 サーバに上記表示用情報と、上記携帯端末装置の識別間の対応関係を保存させるのに使用される第 1 アップロードユニット 5 0 5 をさらに備える。

20

30

【 0 0 7 1 】

上記表示用情報取得ユニットは、上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を上記第 1 サーバから取得するのに使用される。

【 0 0 7 2 】

上記第 1 サーバから上記表示用情報を取得する場合、上記表示用情報取得ユニットは、上記携帯端末装置の画面が起動され上記ロック画面インターフェースを表示した時に、上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得するためのリクエストメッセージを上記第 1 サーバに送信するのに使用されるリクエストサブユニット 5 0 6 であって、上記リクエストメッセージは、上記携帯端末装置の上記識別情報を含んでおり、上記第 1 サーバが上記携帯端末装置の識別と上記対応関係に基づいて対応する表示用情報を確定し、返答メッセージを返信し、よって上記クライアント装置は上記第 1 サーバが返信した上記返信メッセージに基づいて上記所要アプリケーションプログラムの表示用情報を取得できるリクエストサブユニット 5 0 6 を備えていてもよい。

40

【 0 0 7 3 】

具体的な実施例では、上記ロック画面インターフェース表示ユニットは、上記ロック画面インターフェースに第 2 動作入力部を提供するのに使用される第 2 動作入力部提供サブユニット 5 0 7 と、上記第 2 動作入力部を介してユーザのリクエストを受け取ると上記ロック画面インターフェースに表示用情報を表示するのに使用される表示サブユニット 5 0 8 を備える。

50

## 【0074】

その他の実施例では、第1サーバは、上記表示用情報を上記クライアント装置に積極的  
プッシュにより提供する。この場合、上記表示用情報取得ユニットは、上記第1サーバに  
よりプッシュされた上記アプリケーションプログラムの表示用情報を受け取るように構成  
されている。この場合、上記クライアントの上記装置は、上記携帯端末装置の上記  
ロック画面インターフェースでの上記表示用情報の表示のために上記第1サーバによりプ  
ッシュされた上記表示用情報が受領された後に上記携帯端末装置の画面を起動させるのに  
使用される起動ユニット509をさらに備えていてもよい。

## 【0075】

もし上記表示用情報がユーザのプライベート情報を含んでいる場合、上記装置は、上記  
所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバに登録されたユーザのアカウント  
情報を取得するために使用されるアカウント情報取得ユニット510と、上記保存用の第  
1サーバに上記アカウント情報をアップロードし、上記第1サーバが上記表示用情報を、  
上記所要アプリケーションプログラムの識別情報と上記ユーザのアカウント情報に基づい  
て、上記所要アプリケーションプログラムに対応する上記第2サーバから上記表示用情報  
を取得するようにするのに使用される第2アップロードユニット511と、をさらに備え  
る構成であってもよい。

## 【0076】

上記アカウント情報取得ユニットは、上記アプリケーションプログラムが選択されると  
、上記アカウント情報を入力するための第3動作入力部を提供するのに使用される第3動  
作入力部提供ユニット512と、上記動作入力部を介して、上記ユーザにより入力された  
上記アカウント情報を受け取るために使用される受信ユニット513とを含んでいてもよ  
い。

## 【0077】

または、他の実施例では、上記アカウント情報取得ユニットは、もし上記所要アプリケ  
ーションプログラムに対応する上記第2サーバに登録されたユーザのアカウント情報が上  
記携帯端末装置に保存されている場合、上記アプリケーションプログラムが選択された時  
に、アカウントの対応付けを実施するかどうかについてユーザに問い合わせるメッセ  
ージを送信するのに使用される問合せユニット514と、アカウント対応付けを実施するこ  
とに同意する命令を受け取った時に、上記携帯端末装置に保存された上記情報に基づい  
て上記アカウント情報を取得するのに使用される読取ユニット515と、を備えていてもよ  
い。

## 【0078】

その他の実施例では、上記所要アプリケーションプログラムが上記携帯端末装置にイン  
ストールされているアプリケーションプログラムの場合、上記表示用情報取得ユニット  
は、上記所要アプリケーションプログラムが上記携帯端末装置に対してプッシュする通知  
メッセージを取得するのに使用される通知メッセージ取得サブユニット516と、上記通  
知メッセージに基づいて上記所要アプリケーションプログラムの上記表示用情報を取得す  
るのに使用される取得サブユニット517と、を備えていてもよい。

## 【0079】

さらに、表示用情報の数が多いため上記ロック画面インターフェースが表示するコンテ  
ンツが比較的散乱している状態を避けるため、複数のロック画面インターフェースを備え  
る構成でもよく、上記ロック画面インターフェース表示ユニットは、上記ロック画面イン  
ターフェースに上記表示用情報をカテゴリ別に表示するのに使用されるカテゴリ表示サブ  
ユニット518を備え、同じロック画面インターフェースは、同じタイプの所要アプリケ  
ーションプログラムに対応する表示情報を表示する構成であってもよい。

## 【0080】

上記所要アプリケーションプログラムが、インストールされているアプリケーション  
プログラムであった場合、上記装置は、上記ロック画面インターフェースの第1表示用情  
報の詳細の閲覧のリクエストを受け取るのに使用される詳細閲覧リクエスト受領ユニット

10

20

30

40

50

519と、上記第1表示用情報に対応する第1アプリケーションプログラムを起動し、上記第1アプリケーションプログラムの上記表示用情報の詳細の表示を容易にするのに使用されるアプリケーションプログラム起動ユニット520と、をさらに含んでもよい。

【0081】

より精確に位置を特定するため、上記アプリケーションプログラム起動ユニット520は、上記第1アプリケーションプログラムの情報表示と対応パラメータ情報のルールに基づいて上記第1アプリに起動リクエストを送信し、上記第1アプリケーションプログラムが起動した後に上記指定された表示用情報が位置するサブインターフェースに直接アクセスするように構成されていてもよい。

【0082】

また、上記ユーザにより、他の上記表示用情報に対応するアプリケーションプログラムインターフェースに切り替えて、詳細を閲覧することを容易にするために、上記装置は、上記第1アプリケーションプログラムのインターフェースが展開された時、表示用情報を同時に表示ために使用される同時表示ユニット521と、上記第2表示用情報の詳細の閲覧のリクエストを受領すると、上記第2アプリケーションプログラムのインターフェースに上記表示用情報の詳細を表示するために第2表示用情報に対応する第2アプリケーションプログラムを起動するのに使用される起動ユニット522と、をさらに備える。

【0083】

一実施形態では、上記装置500は、1つ以上のプロセッサ523、ネットワークインターフェース524、メモリ525、および出入力インターフェース526をさらに備えるが、これらに限定されない。

【0084】

メモリ525は、ランダムアクセスメモリ(RAM)などの揮発性媒体および/またはリードオンリメモリ(ROM)やフラッシュRAMなどの非揮発性媒体の形態であるコンピュータ読取可能媒体を含んでもよい。上記メモリ525は、コンピュータ読取可能媒体の一例である。

【0085】

コンピュータ読取可能媒体としては、コンピュータ読取可能な命令、データ構造、プログラムモジュールまたはその他のデータ等の情報を保存する任意の方法または技術により実現された揮発性および非揮発性の媒体、着脱可能および着脱不可能な媒体が挙げられる。コンピュータ記録媒体の例としては、相変化メモリ(PRAM)、スタティックランダムアクセスメモリ(SRAM)、ダイナミックランダムアクセスメモリ(DRAM)、その他のランダムアクセスメモリ(RAM)、リードオンリメモリ(ROM)、電気的消去可能ROM(EEPROM)、フラッシュメモリまたはその他のメモリ技術、コンパクトディスク読取専用メモリ(CD-ROM)、デジタル多用途ディスク(DVD)、または他の光学記録媒体、磁気カセット、磁気テープ、磁気ディスク記録媒体、またはその他の磁気記録装置、または、コンピュータ装置がアクセスできるように情報を保存するのに使用可能なその他の全ての非通信媒体が挙げられるが、これらに限定されない。本明細書で定義するように、コンピュータ読取可能媒体は、変調されたデータ信号や搬送波などの一次的な媒体を包含しない。

【0086】

上記メモリ525は、プログラムユニット527とプログラムデータ528を含んでもよい。一実施形態では、上記プログラムユニット527は、上記のようなクライアント装置500の上記ユニットとサブユニットを備えていてもよい。

【0087】

本開示の実施形態2において提供されるアプリケーションプログラム情報を提供する方法に対応し、本開示の実施形態は、アプリケーションプログラム情報を提供する装置600をさらに提供する。装置600は、第1サーバに位置する。図6に示すように、装置600は、所要アプリケーションプログラムの識別情報と、クライアント装置がアップロードした対応する携帯端末装置の識別情報とを受け取り、保存するために使用される情報受

10

20

30

40

50

領ユニット601と、上記所要アプリケーションプログラムに対応する少なくとも1つの第2サーバから表示用情報を、上記保存された所要アプリケーションプログラムの識別情報に基づいて取得し、上記表示用情報と、携帯端末装置の識別間の対応関係を保存するために使用される表示用情報取得ユニット602と、上記保存された対応関係に基づいて、上記携帯端末装置のクライアント装置に上記表示用情報を提供するのに使用された表示用情報提供ユニット603と、を備える構成であってもよい。

【0088】

上記表示用情報提供ユニット603は、上記表示用情報の取得のリクエストを上記クライアント装置から受け取った場合、上記リクエストに含まれている上記携帯端末装置の識別情報と上記対応関係に基づいて対応する表示用情報を読み取るのに使用されるリクエスト応答サブユニット604であって、それにより上記クライアント装置が該表示用情報を上記携帯端末装置の上記ロック画面インターフェースに表示するクエスト応答サブユニット604と、上記対応関係に基づいて、携帯端末装置のクライアント装置に上記表示用情報をプッシュするのに使用され、該クライアント装置に該携帯端末装置のロック画面インターフェースに表示用情報を表示させる積極的プッシュサブユニット605と、を備える構成であってもよい。

10

【0089】

ユーザのプライベート情報を取得するために、上記装置は、上記所要アプリケーションプログラムに対応する第2サーバに登録され、上記クライアント装置によりアップロードされたユーザのアカウント情報を受け取り、保存するために使用されるアカウント情報取得ユニット606をさらに備える構成であってもよく、上記表示用情報取得ユニット602は、上記所要アプリケーションプログラムの識別情報と上記ユーザのアカウント情報に基づいて、上記所要アプリケーションプログラムに対応する上記第2サーバから上記表示用情報を取得するのに使用される構成であってもよい。

20

【0090】

また、装置600は、上記所要アプリケーションプログラムのカテゴリに基づいて上記取得された表示用情報を分類するのに使用される分類ユニット607をさらに備える構成であってもよい。

【0091】

本開示の実施形態により提供される技術スキームを用いれば、アンロックし、アプリケーションプログラムのアイコンを探し、アイコンをクリックしてアプリケーションプログラム等を起動する等の一連の作業を行わずに、ユーザは、携帯端末装置のロック画面インターフェースのアプリケーションプログラムの情報を閲覧することができる。よって、ユーザによる情報を取得する動作経路が短くなる。また、ユーザに表示される情報は、複数の所要アプリケーションプログラムの所要情報を集約した後に得られた結果であってもよい。よって、ユーザは、1つのインターフェースで複数のアプリケーションプログラムの情報を閲覧ことができ、情報がまとまっていない状態であることの問題を解決し、ユーザの動作を簡略化し、ユーザの体験を向上することができる。

30

【0092】

上記の実施例の説明を介して、当業者は本開示が、必要な一般的なハードウェアプラットフォームを使用して実現可能であることを理解するであろう。そのような理解に基づき、本開示の技術的解決方法は、本質的にまたは部分的に従来技術に対して貢献するものであり、ソフトウェア製品の形態としても具現化可能である。上記ソフトウェア製品は、ROM/RAM、磁気ディスク、光学ディスク等の記録媒体に保存されていてもよく、コンピュータ装置（パーソナルコンピュータ、サーバ、ネットワーク装置等）に命令し、本開示の実施形態やその一部に記載されている方法を実行する命令を含んでいる。

40

【0093】

上記明細書の実施形態は、漸進的に説明されており、それぞれを参照して同じ実施形態または実施形態の同様の部分をえることのできる場合がある。各実施形態は、他の実施形態からことなる態様を強調している。特に、システムの実施形態について、これらの実施形

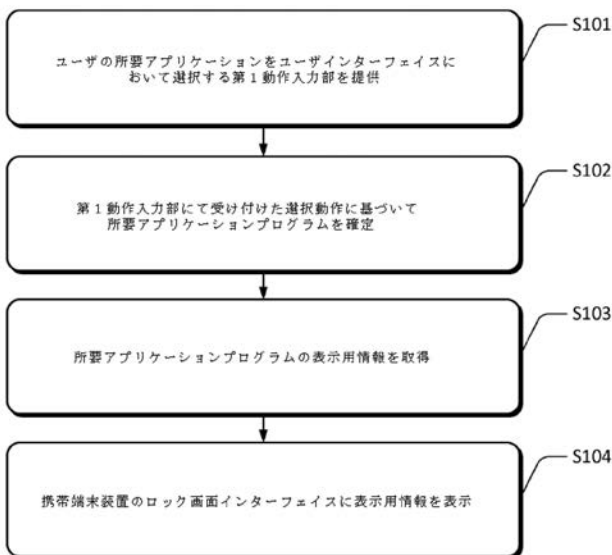
50

態は基本的に方法の実施形態と同様であり、関連する部分は、方法の実施形態のそれぞれの部分を参照して得る事ができるので、その説明は比較的簡略的なものである。上記において説明したシステムの実施形態は、単に説明のためのものであり、別々の部材として説明されたユニットは、物理的に別々でも別々でなくてもよい。ユニットして示された部材は、物理的なユニットであっても、そうでなくてもよい。つまり、同じ場所に位置するものであっても、複数のネットワークユニット間に分散されたものであってもよい。モジュールの一部または全てを、実際の需要に合わせて、一実施形態の技術的構成の目的を実施するために選択してもよい。当業者は、何ら創造的な努力をすることなく、本開示を理解し実施することができるであろう。

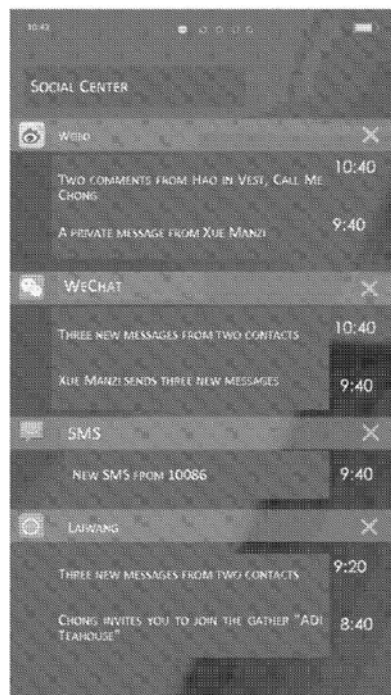
【 0 0 9 4 】

本開示により提供された携帯端末装置にアプリケーションプログラム情報を提供する方法と装置を上記において説明した。本明細書は、具体的な実施例を用いて本開示の原理と実施例を説明するものである。上記実施形態の説明は、単に本開示の方法と中心概念の理解を助けるためのものである。さらに、当業者は、本開示の概念の具体的実施例と応用例に対し変更を加えることができるであろう。上記に鑑み、本開示の内容は、本願に対する限定と解釈されるべきものではない。

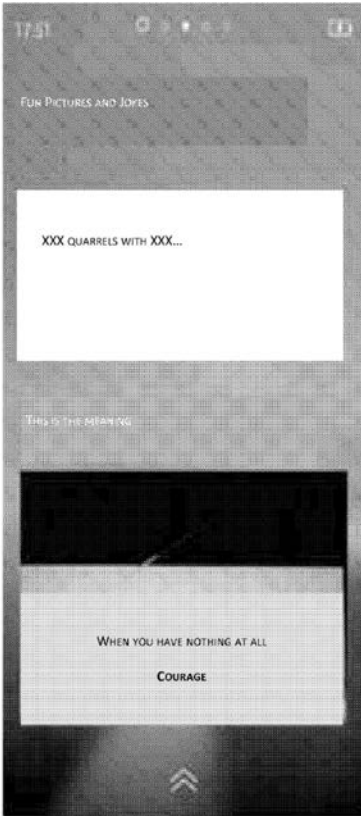
【 図 1 】



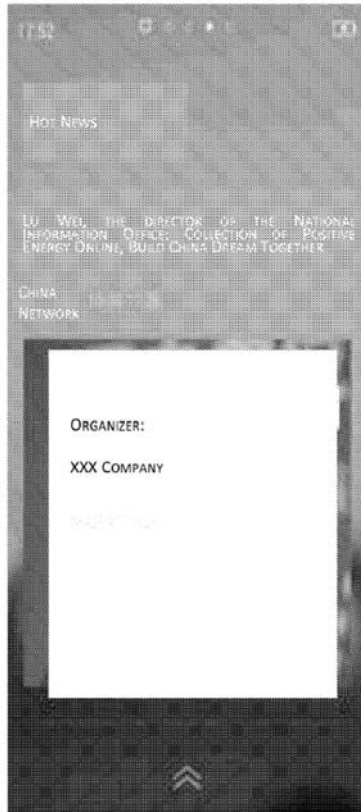
【 図 2 - 1 】



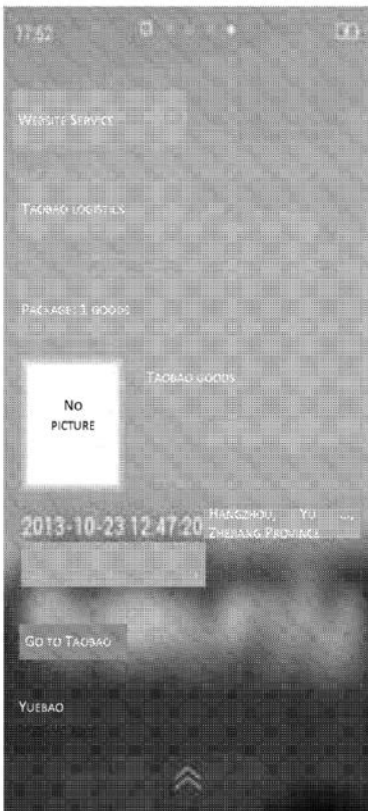
【 図 2 - 2 】



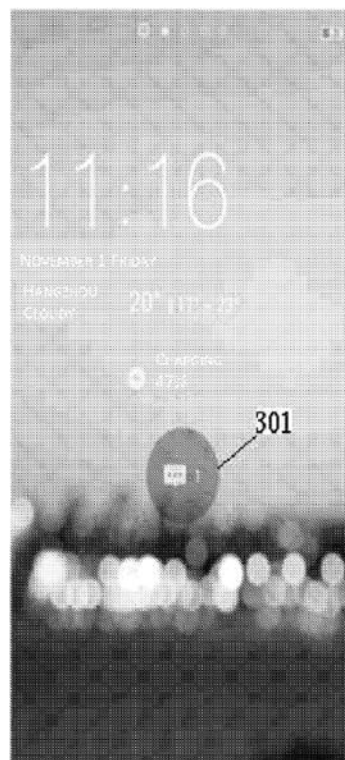
【 図 2 - 3 】



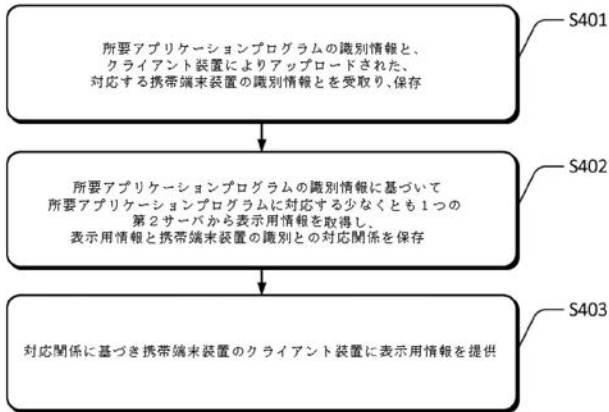
【 図 2 - 4 】



【 図 3 】



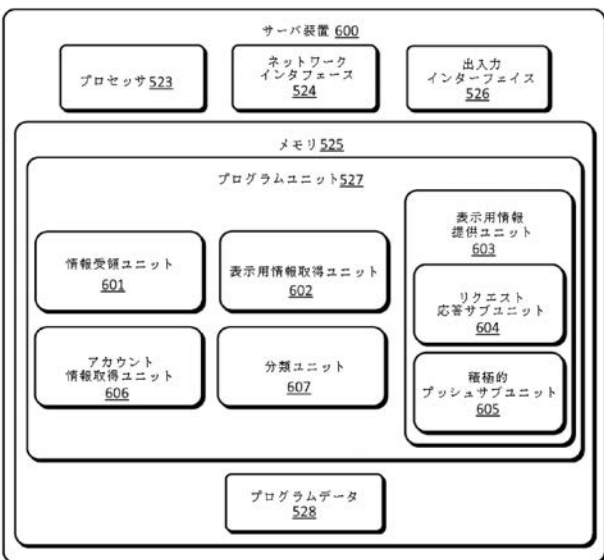
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



## 【 国際調査報告 】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No  
PCT/US2014/064084

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. G06F9/44 G06F9/54 G06F3/0481 H04W4/00 ADD.		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) G06F H04W		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal, WPI Data		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	Sarah Guarino: "How-to: Customize and use Notification Center in iOS 7", 10 October 2013 (2013-10-10), pages 1-15, XP055171794, Retrieved from the Internet: URL:http://9to5mac.com/2013/10/10/ios-7-how-to-customize-and-use-notification-center/ [retrieved on 2015-02-24]	1,2, 9-13,17, 20
Y	pages 4,9,10 ----- -/--	3-8,18, 19
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents :		
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family
Date of the actual completion of the international search 13 July 2015		Date of mailing of the international search report 22/07/2015
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer Uhlmann, Nikolay

3

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (April 2005)

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**International application No.  
PCT/US2014/064084**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1.  Claims Nos.:  
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
  
2.  Claims Nos.:  
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
  
3.  Claims Nos.:  
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

**Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)**

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

see additional sheet

1.  As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
  
2.  As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
  
3.  As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
  
4.  No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

**Remark on Protest**

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

International Application No. PCT/US2014/064084

**FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 210**

This International Searching Authority found multiple (groups of) inventions in this international application, as follows:

1. claims: 1-3, 9-13, 17, 20

Providing application program information to a mobile terminal device, wherein operation entrance for selecting the application program in a user interface is provided and wherein the information is displayed in a lock screen interface of the device.

---

2. claims: 4-8, 14-16, 18, 19

Providing application program information to a mobile terminal device, wherein identity information of the application program and of the mobile terminal device are stored and wherein the information is acquired from a second server corresponding to the application program.

---

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No

PCT/US2014/064084

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	Chris Hoffman: "How to Customize the Lock Screen on Windows 8", 26 January 2013 (2013-01-26), XP055171792, Retrieved from the Internet: URL:http://www.howtogeek.com/134727/how-to-customize-the-lock-screen-on-windows-8/ [retrieved on 2015-02-24] page 1	3
A	----- WO 2009/097555 A2 (GOOGLE INC [US]; TSENG ERICK [US]; HACKBORN DIANNE K [US]; JOHANSSON D) 6 August 2009 (2009-08-06) abstract paragraphs [0044], [0045], [0047], [0053]	1,17
X	----- US 2008/020737 A1 (NEIL TIM [CA] ET AL) 24 January 2008 (2008-01-24)	14-16
Y	abstract paragraphs [0047], [0074] - [0078], [0086] - [0092] paragraph [0109] figure 6	4-8,18,19
A	----- EP 1 403 763 A2 (MICROSOFT CORP [US]) 31 March 2004 (2004-03-31) abstract paragraph [0009] paragraphs [0046] - [0049] -----	1-20

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No

PCT/US2014/064084

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)	Publication date
WO 2009097555 A2	06-08-2009	AU 2009209018 A1	06-08-2009
		CA 2713707 A1	06-08-2009
		CN 101981987 A	23-02-2011
		EP 2243326 A2	27-10-2010
		JP 2011516936 A	26-05-2011
		JP 2014197401 A	16-10-2014
		KR 20100126718 A	02-12-2010
		US 2009249247 A1	01-10-2009
		US 2012117507 A1	10-05-2012
		WO 2009097555 A2	06-08-2009
		US 2008020737 A1	24-01-2008
US 2011111742 A1	12-05-2011		
EP 1403763 A2	31-03-2004	AU 2003201954 A1	22-04-2004
		BR 0301004 A	17-08-2004
		CA 2424204 A1	30-03-2004
		CN 1487391 A	07-04-2004
		CO 5450260 A1	29-10-2004
		EP 1403763 A2	31-03-2004
		IL 155001 A	13-04-2008
		JP 2004145851 A	20-05-2004
		KR 20040028475 A	03-04-2004
		MX PA03003083 A	15-10-2004
		MY 141524 A	14-05-2010
		NO 325479 B1	13-05-2008
		PL 359693 A1	05-04-2004
		SG 134984 A1	28-09-2007
		TW I273791 B	11-02-2007
		US 2004064530 A1	01-04-2004

## フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(特許庁注：以下のものは登録商標)

## 1. アンドロイド

(72)発明者 ジェイソン シュー

中華人民共和国 3 1 1 1 2 1 ハンチョウ ユー ハン ディストリクト ウェスト ウェン  
イー ロード ナンバー 9 6 9 ビルディング 3 5 / エフ アリババ グループ リーガル  
デパートメント内

(72)発明者 ユー - ジェン ホアン

中華人民共和国 3 1 1 1 2 1 ハンチョウ ユー ハン ディストリクト ウェスト ウェン  
イー ロード ナンバー 9 6 9 ビルディング 3 5 / エフ アリババ グループ リーガル  
デパートメント内

(72)発明者 イーハオ フー

中華人民共和国 3 1 1 1 2 1 ハンチョウ ユー ハン ディストリクト ウェスト ウェン  
イー ロード ナンバー 9 6 9 ビルディング 3 5 / エフ アリババ グループ リーガル  
デパートメント内

(72)発明者 ツァイ スン

中華人民共和国 3 1 1 1 2 1 ハンチョウ ユー ハン ディストリクト ウェスト ウェン  
イー ロード ナンバー 9 6 9 ビルディング 3 5 / エフ アリババ グループ リーガル  
デパートメント内

F ターム(参考) 5B084 AA02 AA26 AB36 AB38 BB02 CE02 CE12 CF02 CF12 DB08  
DC02 DC03  
5E555 AA02 AA44 BA04 BA61 BB04 BC03 BC05 BC09 BC17 CA12  
CB34 CB42 CB74 CC07 DB11 DB18 DC40 DD01 DD08 EA05  
EA07 EA14 FA00